

台湾出身者の戸籍を中国から台湾に改正を!!

現在、台湾出身者が日本人と結婚したり日本へ帰化した場合、また日本人の養子になるなど、その身分に変動があった場合、戸籍における国籍や出生地は「中国」や「中国台湾省」と表記されます。

中国とは中華人民共和国のことです。台湾ではすでに台湾省が廃止され、「中国台湾省」とは中華人民共和国の行政区ですから、台湾出身者を中国人としているのが現在の戸籍制度です。これは、約60年前の1964年（昭和39年）6月19日付で出された戸籍を管掌する法務省民事局の局長通達で措置されたことです。

台湾は中国の一部ではありません。これまで中華人民共和国の統治を受けたことはありません。台湾を中国領土とするのは、台湾統一を正当化するための中国の一方的な主張にすぎません。また、この戸籍表記は日本政府の見解にも合致していません。

2012年（平成24年）7月9日、これまでの外登証が廃止され、新たに交付された在留カードの「国籍・地域」欄の表記は、台湾出身者の場合、「中国」から「台湾」に改められました。同時に実施された、外国人住民票（総務省管掌）でも「台湾」と改められました。

法務大臣は、民事局と在留カードを管掌する出入国在留管理庁や法務省の統計表記との整合性をはかり、台湾人の人権を守るためにも、台湾出身者の戸籍表記を、在留カードや外国人住民票と同様に「中国」から「台湾」に改めるよう強く要望します。

法務大臣 古川禎久殿

氏名	住所

【署名用紙は他の目的で使用致しません】

*送付は郵送でお願いします（FAXは不可）。

*用紙不足の場合は恐れ入りますがコピーをお願いします。

[署名取りまとめ] 日本李登輝友の会・台湾正名運動本部

〒113-0033 東京都文京区本郷2-36-9 西ビル2A TEL:03-3868-2111 E-mail:info@ritouki.jp HP:http://www.ritouki.jp/